

## 設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和8年5月15日受付分)

特定非営利活動法人生活サポート兵庫

## 縦覧期間

令和8年5月15日(金)から  
令和8年5月29日(金)まで



# 特定非営利活動法人生活サポート兵庫 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人生活サポート兵庫という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を兵庫県丹波市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、子どもの貧困や孤立、地域コミュニティの希薄化といった、多様化している課題解決のために、フードバンク・子ども食堂・地域食堂・学習支援団体・困窮者支援団体等(以下「活動団体」という。)の多様な活動団体を通じて、地域における支援の充実を目指す。また、企業、農家、行政、活動団体との連携を深め、兵庫県全域を網羅するしなやかな支援ネットワークを形成する。災害時には迅速に食料や物資を供給できる地域の支援基盤づくりに取り組み、兵庫県民が安心して暮らせ、誰もが気軽につながれる環境を整え、兵庫県内の地域格差を是正していくことを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 活動団体への支援事業
- (2) フードバンク事業
- (3) 普及啓発・調査研究事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以下を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

- 第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

- 第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 役員を選任又は解任及び報酬
- (4) 理事会で総会に付すべき事項として議決した事項
- (5) その他、運営に関する重要事項

### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をし

た場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算ならびにその変更
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 理事の職務
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 入会金及び会費に関する事項
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項

- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面評決者又は、電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に帰属するものとする。

#### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

#### (施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	小野田 悦子
理事	佐伯 雅子
同	佐藤 由加里
同	富田 直子
監事	田中 敏和
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	10,000円	50,000円

(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	3,000円	10,000円



## 役員名簿

特定非営利活動法人生活サポート兵庫

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	おのだ えつこ		無
	小野田 悦子		
理事	さえき まさこ		無
	佐伯 雅子		
理事	さとう ゆかり		無
	佐藤 由加里		
理事	とみだ なおこ		無
	富田 直子		
監事	たなか としかず		無
	田中 敏和		



## 特定非営利活動法人生活サポート兵庫 設立趣旨書

### 1, 趣旨

近年、我が国では子どもの貧困や孤食、地域コミュニティの希薄化といった課題が深刻かつ多様化しています。兵庫県内においても、多くのフードバンク・子ども食堂・地域食堂・学習支援団体・困窮者支援団体等(以下「活動団体」という。)活動していますが、ネットワークや協議会を通じた広域的な交流は未だ十分ではありません。特に、活動を継続するための共通課題である「食料・支援品確保」「物流体制の整備」「人材確保」に悩む現場の声は切実です。

一方で、企業や農家等の食品関連事業者からは、社会貢献や食品ロス削減の観点から寄贈可能な支援品が存在しているものの、適切な保管・配送体制が整っていないために、その善意が十分に活用しきれないという現状があります。

私たちは、これまで子ども支援や食料支援に取り組む中で、こうした「善意」と「ニーズ」をつなぐ「食料支援物流」の確立こそが、活動団体の持続可能性を左右する鍵であると確信しました。まずは、物理的な「入り口」として食料支援の基盤を強固にすることで、様々な居場所活動を通じて見えてくる、より深刻な困難を抱えた方々への支援の手を確実に伸ばしていきたいと考えています。特に、冷凍冷蔵設備を備えた適切な管理体制と、安定的な配送網を整備することは、地域全体の支援の質を向上させ、孤立を防ぐための不可欠なインフラとなります。

そこで、私たちは企業、農家、行政、地域団体等と強固に連携し、支援品の受入・保管・配送を担う物流システムを構築します。これにより、居場所団体への食料支援を通じた子どもの健全育成と、生活困窮世帯への包括的な支援を推進します。

将来的には、兵庫県全域を網羅するしなやかな支援ネットワークを形成し、食品ロス削減と福祉支援を両立させるとともに、災害時には迅速に食料や物資を供給できる地域の支援基盤づくりに取り組んでいきます。

以上の目的を達成するため、より社会的信頼性の高い「特定非営利活動法人」の法人格を取得し、子どもたちが属性にとらわれず安心して成長できる地域社会、ひいては誰もが安心して暮らせる社会の実現に寄与することを表明し、本法人を設立いたします。

### 2, 申請に至るまでの経過

2016年 7月 みんなのごはん(こども食堂)の活動を開始

2020年12月 NPO 神戸子ども食堂ネットワーク 設立

2022年10月 フードバンク神戸の活動を開始

2024年10月 フードバンク活動・子ども食堂支援では補えない活動の対策を検討

2025年11月 任意団体生活サポート兵庫を立ち上げ

2026年 3月 この事業を充実するための協議を実施し、会員間で法人化への意思確認

2026年 4月 設立総会開催

2026年4月18日

特定非営利活動法人生活サポート兵庫

設立代表者 小野田 悦子



# 2025年度事業計画書

## 特定非営利活動法人生活サポート兵庫

### 1. 基本方針

県内でも子どもの貧困や地域コミュニティの希薄化が深刻さを増し、県内の各種の支援団体が大きな課題であると捉えています。

物価高騰が長引くなか、兵庫県民の生活基盤を支援したいと考えておりますが、支援食料物流・人材の確保不足に直面しており、広域的な連携も不十分な状況にあります。また、保管・配送体制が整っていないため、企業の支援したい善意に対しても、活かしきれていないという現状と課題があります。

そこで、企業、農家、行政、地域団体と強固に繋がり、「食料支援物流」の要である、冷凍冷蔵設備や安定した配送網を整備し、支援の「インフラ」を確立し、支援品を必要な場所へ届けます。

上記の連携等を強化し、兵庫県内の子どもの健全育成や困窮世帯への支援、さらに災害時の供給基盤として、包括的な支援機能を充実していきます。兵庫県全域を網羅する支援ネットワークを形成し、支援の内容を充実させることで、孤立を防ぎ子どもたちを安心して育てられる地域社会の実現を目指していきます。

また、食品ロス削減と福祉を両立させることにより、社会課題解決を検討している企業との協働を提案していきます。

初年度は特に県内の活動団体の交流の場とニーズを把握し、支援体制の基礎を構築する事に重点をおき、実際に小規模の支援を実施しながら、次年度以降の事業の策定を検討します。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 活動団体への支援事業	・包括支援	毎月1回	物流拠点	・各食料支援30団体 ・30団体x70名x3回=6300名	0
	・連携強化	2か月に1回程度	連携企業	約3万名	
(2) フードバンク事業	・食料支援物流構築	毎月1回	物流拠点	各食料支援30団体 ・30団体x70名x3回=6300名	0
	・社会基盤構築	毎月1回	連携企業	・支援企業及び前述受益者合計 ・約3万名	
(3) 普及啓発・調査研究事業	・普及啓発	・都度	・ホームページ等 ・SNSの活用	・兵庫県民	0
	・調査研究	・必要に応じて	・メール等を活用したアンケートの集計等	・兵庫県内の活動団体	0
(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第3号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

①通常総会 12月 オンラインと対面を併用した開催を予定

②理事会 年2回 事業計画・予算等の決済、事業報告・決算書の確定  
総会後の理事会決議案件等の議決等

#### (2) 事務局体制

事務局長:佐藤由加里、事務局スタッフ:芳賀明子

## 2026年度事業計画書

### 特定非営利活動法人生活サポート兵庫

#### 1. 基本方針

県内でも子どもの貧困や地域コミュニティの希薄化が深刻さを増し、県内の各種の支援団体が大きな課題であると捉えています。

物価高騰が長引くなか、兵庫県民の生活基盤を支援したいと考えておりますが、支援食料物流・人材の確保不足に直面しており、広域的な連携も不十分な状況にあります。また、保管・配送体制が整っていないため、企業の支援したい善意に対しても、活かしきれていないという現状と課題があります。

そこで、企業、農家、行政、地域団体と強固に繋がり、「食料支援物流」の要である、冷凍冷蔵設備や安定した配送網を整備し、支援の「インフラ」を確立し、支援品を必要な場所へ届けます。

上記の連携等を強化し、兵庫県内の子どもの健全育成や困窮世帯への支援、さらに災害時の供給基盤として、包括的な支援機能を充実していきます。兵庫県全域を網羅する支援ネットワークを形成し、支援の内容を充実させることで、孤立を防ぎ子どもたちを安心して育てられる地域社会の実現を目指していきます。

また、食品ロス削減と福祉を両立させることにより、社会課題解決を検討している企業との協働を提案していきます。

本年度は 前年度に把握した活動団体のニーズや状況を精査し、支援体制の強化を構築する。前年度の実施内容の改善点等を検証しながら、持続しやすい体制を勘案する。

#### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 活動団体への支援事業	・包括支援1 2回	毎月1回	物流拠点	・各食料支援40団体 ・30団体x70名x12 回+10団体x70名x 7回=30,100名	0
	・連携強化	2か月に 1回程度	連携企業	約3万名	
(2) フードバンク事業	・食料支援物 流構築	毎月1回	物流拠点	・各食料支援40団体 ・30団体x70名x12 回+10団体x70名x 7回=30,100名	0
	・社会基盤構 築	毎月1回	連携企業	・支援企業及び前述 受益者合計 ・約3万名	
(3) 普及啓発・調査研 究事業	・普及啓発	・都度	・ホームページ等 ・SNSの活用	・兵庫県民	0
	・調査研究	・必要に応 じて	・メール等を活用した アンケートの集計等	・兵庫県内の活動団 体	0
(4) その他この法人の 目的を達成するた めに必要な事業	定款第5条第1号～第3号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

①通常総会 12月 オンラインと対面併用した開催を予定

②理事会 年3回 事業計画・予算等の決済、事業報告・決算書の確定  
総会後の理事会決議案件等の議決等

#### (2) 事務局体制

事務局長:佐藤由加里、事務局スタッフ:芳賀明子

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	30,000		
……受取会費	0		
受取会費計		130,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000		
……	0		
……	0		
受取寄付金計		100,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
……	0		
受取助成金計		0	
4. 事業収益			
(1) 活動団への支援事業	0		
(2) フードバンク事業	0		
(3) 普及啓発・調査研究事業	0		
事業収益計		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
……	0		
その他収益計		0	
経常収益計		230,000	230,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
……	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
諸謝金	78,000		
消耗品費	10,000		
印刷費	0		
通信運搬費	10,000		
賃借料	0		
旅費交通費	24,000		
会議費	2,000		
保険料	2,500		
……	0		
その他経費計		126,500	
事業費計		126,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
……	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
消耗品費	15,000		
印刷費	0		
通信費	4,000		
旅費交通費	60,000		
光熱水費	0		
会議費	0		
租税公課	0		
……	0		
その他経費計		79,000	
管理費計		79,000	
経常費用計		205,500	205,500
当期正味財産増減額		24,500	24,500
設立時正味財産額		0	0
次期繰越正味財産額		24,500	24,500



2026年度活動予算書  
(2026年10月1日から2027年9月30日まで)

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	100,000		
……受取会費	0		
受取会費計		200,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	300,000		
……	0		
……	0		
受取寄付金計		300,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	500,000		
……	0		
受取助成金計		500,000	
4. 事業収益			
(1) 活動団への支援事業	0		
(2) フードバンク事業	0		
(3) 普及啓発・調査研究事業	0		
事業収益計		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
……	0		
その他収益計		0	
経常収益計		1,000,000	1,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
……	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
諸謝金	362,000		
消耗品費	20,000		
印刷費	0		
通信運搬費	120,000		
賃借料	0		
旅費交通費	288,000		
会議費	20,000		
保険料	2,500		
……	0		
その他経費計	812,500		
事業費計		812,500	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
……	0		
人件費計	0		
(2) その他経費	0		
消耗品費	10,000		
印刷費	20,000		
通信費	4,000		
旅費交通費	60,000		
光熱水費	0		
会議費	0		
租税公課	0		
……	0		
その他経費計	94,000		
管理費計		94,000	
経常費用計		906,500	906,500
当期正味財産増減額		93,500	93,500
前期繰越正味財産額			24,500
次期繰越正味財産額		93,500	118,000